

「公認心理師試験 事例問題の解き方本 PartⅢ」の詳細は、下記 URL をご覧ください。

<https://sinri-store.com/cart2/#jirei2020>

問 148 A社は、新規に参入した建設業である。最近、高所作業中に作業器具を落下させる事例が立て続けに発生し、地上で作業する従業員が負傷する事故が相次いだ。そのため、事故防止のための委員会を立ち上げることになり、公認心理師が委員として選ばれた。委員会では、行政が推奨する落下物による事故防止マニュアルが用いられている。

事故防止の仕組みや制度の提案として、不適切なものを1つ選べ。

- ① マニュアルの見直し
- ② 規則違反や不安全行動を放置しない風土づくり
- ③ 過失を起こした者の責任を明らかにする仕組みづくり
- ④ 過去のエラーやニアミスを集積し、分析する部門の設置
- ⑤ 従業員にエラーやニアミスを率直に報告させるための研修

※本書籍に掲載の2020年公認心理師試験問題(12/20実施)は、一般財団法人日本心理研修センターのHP(<http://shinri-kenshu.jp/>)から転載しました。

正答：③

まず、選択肢を眺めると、何のことか分からないので、事例を読む。すると、落下事故防止のための提案であることが分かる。行政が推奨する落下物による事故防止マニュアルが用いられているが、高所作業中に作業器具を落下させる事例が立て続けに発生し、地上で作業する従業員が負傷する事故が相次いでいるという。

現行のマニュアルでは不十分なら見直しが必要なので、①は適切である。規則を守り、安全な行動を意識する風土づくりが必要なので、②は適切である。過去のエラーやニアミスの分析は必要なことなので、④は適切である。従業員がエラーやニアミスを率直に報告することは大事なことなので、⑤は適切である。

③のように過失を起こした者の責任を明らかにすることは、危険を防止するための措置を怠った事業者の責任を明らかにしていない。したがって、③は不適切である。

●着眼点

公認心理師に関する事例問題としては異質であるが、内容的には難しくない。

落下事故防止に関しては、労働安全衛生規則(安衛則)537条に記載があり、(物体の落下による危険の防止)「事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設置を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない」とある。

したがって、事故が起こったときは、過失を起こした者の責任ではなく、事業者が危険を防止するための措置を講じなかったということになるのである。